

## 第29回基本計画策定・推進専門委員等会議

令和2年1月30日

○飛鳥井議長 それでは、皆さんお揃いいただきましたので、進めたいと思います。

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきましてどうもありがとうございました。

ただいまから第29回基本計画策定・推進専門委員等会議を開催いたします。

いよいよ来年度末の第4次犯罪被害者等基本計画（仮称）の策定に向けての実質的な議論が始まることとなりますので、これから当面は月1回という非常にタイトなスケジュールで御協力をいただくことになるかと思えます。ぜひ委員の方々に活発な御議論をいただき、それをよりよい基本計画として反映したいと思えますので、何とぞ御協力のほどお願いいたします。

本日は、まず文部科学省の串田審議官が30分程遅れるということで御連絡をいただいております。それをお断りしておきまして、まず本日の議事及び配付資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 事務局でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の議事次第を御覧ください。本日の議事は3点ございます。

1点目は、「第3次犯罪被害者等基本計画の実施状況の評価について」でございます。これに関する資料を、資料1としまして「第3次犯罪被害者等基本計画の実施状況の評価(案)」としてお配りしております。

2点目は、「第3次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点について」でございます。これに関する資料を、資料2「第3次犯罪被害者等基本計画の見直しに関する要望・意見の募集結果」、資料3「第3次犯罪被害者等基本計画の見直しに関する要望・意見書に対する整理(案)」、資料4「第3次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点(案)」としてお配りしております。

3点目は、「第4次犯罪被害者等基本計画（仮称）策定等スケジュールについて」でございます。これに関する資料は、資料5としまして「第4次犯罪被害者等基本計画（仮称）策定等スケジュール(案)」としてお配りしております。

また、参考資料としまして、令和元年版の犯罪被害者白書を卓上に置かせていただいております。白書につきましては、今後の会議におきましても参考資料としてその都度御用意させていただきますので、本日の会議終了後、恐れ入りますが、お持ち帰りにならず、そのまま卓上に置いていただければと思います。

また本日、正木委員から「弁護士による犯罪被害者支援について」、また「国費による犯罪被害者支援弁護士制度の導入を求める意見書」という資料をお預かりいたしましたので、あわせて卓上に置かせていただいております。

事務局からは以上でございます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。今御紹介のありました、事務局がここまでしていただいた作業のプロセスは、第3次基本計画を策定するときとほぼ同様なプロセスを継承していただいております。具体的には、見直しに関する要望・意見を募集していただいて、そこから整理していただいて、皆さんにまた新たな基本計画に向けた論点を抽出するということでありまして、それと同時に、第3次基本計画の実施状況の評価方法についていろいろ御議論いただくことになるかと思えます。

ということで、それに沿って、また議論を進めていただければと思います。

本日は、まず現行の第3次犯罪被害者等基本計画の実施状況の評価とともに、第3次犯罪被害者等基本計画の見直しにおいて検討対象とすべき論点等について御議論をいただきたいと思えます。

では、最初の議題は、「第3次犯罪被害者等基本計画の実施状況の評価について」であります。

これについて事務局から説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） それでは、議題2の「第3次犯罪被害者等基本計画の実施状況の評価について」御説明をさせていただきます。

お手元の資料1を御覧ください。こちらの評価案でございますけれども、昨年7月の第28回基本計画策定・推進専門員等会議におきまして、各府省庁から御発表いただいた第3次基本計画下における施策の進捗状況と、これに対する委員の先生方の御発言等を事務局としてまとめたものでございます。この書式につきましては、基本計画の5つの重点課題ごとに講じられた主な施策を掲げまして、それに対する評価案を記載させていただいております。

専門委員等会議としての評価案の決定につきましては、本年7月頃に開催予定の専門委員等会議において確定させていただくことを予定しております。

以上でございます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

それでは、今御説明いただきました案に対して御意見等がありましたら、お願いいたします。

○中島構成員 武蔵野大学の中島と申します。よろしくお願いたします。

1点質問がございます。評価案第2の精神的・身体的被害の回復・防止への取組の2つ目のところ、犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進におきまして、「ストレス関連疾病の症候と診断を説明できる。」という目標に「不安症候群と心的外傷の症候と診断を説明できる。」という項目が付け加えられたことは促進とありますけれども、これがどうして犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進を図られたという結論になるのかについて御説明いただければと思います。

○飛鳥井議長 これは厚労省……。

○中島構成員 文科省か厚労省か、どちらか。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） こちらについては基本的に、昨年7月の会議における文科省の御発言等をもとに作成しておりますので、可能でありましたら文科省さんをお願いしたいと思います。

○文部科学省初等中等局児童生徒課課長補佐 すみません。今お答えできる担当が来ておりませんので、これについては持ち帰った上で、また別途御回答させていただきたいと思っております。

○中島構成員 お願いします。

○飛鳥井議長 では、また後ほど御回答いただくということにしたいと思っております。

ほかにはいかがでしょうか。

○中曽根構成員 2番の給付金の支給に係る制度の充実等のところについて、平成30年4月1日から給付制度が改正になったわけですけれども、重傷病給付金の期間の延長によつての支給数とか、仮給付がどの程度の速さで行われているのかとか、親族間の犯罪についてもいろいろ配慮するということがあったわけですが、支給数がどのくらいになっているのかお答えいただくことはできるのでしょうか。

○警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室長 警察庁の犯罪被害者支援室でございます。御質問ありがとうございます。

まず、平成30年の4月から、今御質問いただいた制度については運用が始まったところでございますけれども、まず1点目の重傷病給付金の期間延長についてでございます。重傷病について算定する期間を1年から3年にしたというものでございますけれども、30年4月から運用が始まって、これは支給対象期間を3年間にするという事になったのですけれども、それは30年4月以降に行われた犯罪行為によって被害に遭われた方が対象ということになりますので、30年度中はまだ対象となる方は出てきておらないところでございますので、その点御理解を賜ればと思っております。

仮給付についてでございますけれども、これも改正の内容そのものが仮給付の柔軟化ということを目的にしておりますので、速さの問題ということでないことを御理解いただければと思うのですけれども、ただ、仮給付の申請をいただいてから仮給付の決定がなされるまでに要した日数ということで申し上げますと、29年度については平均して40日余り、30年度については80日ぐらいになっているところでございます。

なお、30年度中でございますけれども、全額仮給付になったという事案は数件ございます。

あと、3点目に親族間犯罪についてでございますけれども、これについて30年度中、取り扱いはございませんので、件数としてはなしということでございます。

以上でございます。

○飛鳥井議長 よろしいでしょうか。ほかの方いかがでしょうか。中曽根委員。

○中曽根構成員 3番の居住の安定の公営住宅への優先入居等ということについてですが、昨年7月の第28回基本計画策定・推進専門員等会議の時に確かに公営住宅の入居に関して

は着実に推進されているとお聞きした記憶がありますが、やはり地域格差があると感じていまして、例えば被害に遭ったから優先的に入居させていただけるということじゃなくて、抽選倍率を優遇するとか、その程度のことが地方公共団体では多いと思うのです。

そうなる、そんなに優先されていないというのが、正直、私は現場で支援させていただいて感じることで、そのあたりはもうちょっと国土交通省さんのほうから地方公共団体に向けて言うていただくことができないかということと、それから法律に生活困窮者自立支援制度とか住宅セーフティネット制度等、多分あると思うのですが、そういう制度等は被害者に遭われた方も対象となると思うのですけれども、そういう制度を知らないということもありますので、連携できる機関と連携をしていただきながら、一般の国民というか、みんなに対して周知広報していただけないものかと思っているのですけれども。

○国土交通省総合政策局次長 国土交通省でございます。御指摘ありがとうございます。公営住宅への入居は大事な問題だとももちろん認識しております。

御指摘いただきました優先入居についてでございますけれども、私どもとしても大事なテーマとして、担当者会議等を通じまして、都道府県等に対して実態把握、事例の提供等適切な情報提供を行って、周知はしっかりとやっていきたいと考えております。

また、御指摘いただきました制度の関係でございますが、国土交通省所管の住宅セーフティネット制度におきましては、犯罪被害者等の皆様は住宅確保要配慮者という位置付けで、居住の安定の確保を図るということになっております。私どもとしまして、セーフティネット住宅の登録の推進ということをやっているところでございます。

十分承知されていないんじゃないかという御指摘でございますけれども、今後とも関係地方公共団体や関係団体と連携して、広報等も含めまして、制度の周知や居住者支援活動への支援といったことをやって、登録促進をやっていきたいと考えているところでございます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。

○中曽根構成員 4番の雇用の安定の被害回復のための休暇制度の周知・啓発というところですが、**「休暇制度について、アンケートによる実態把握を行った結果、いまだに十分な認知がなされていない」と書いてあるのですけれども、どういうアンケートをとって、どの程度の認知度だと、なされていないという結果と捉えておられるのかというのを、具体的にお聞かせ願うことはできませんでしょうか。**

○厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室室長補佐 厚生労働省でございます。今、先生御指摘の調査ですけれども、平成30年度に厚生労働省で委託調査として行いました「特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査」というものがございます。こちらで犯罪被害者等である労働者の方がそうした被害を回復するための休暇制度の周知というか、そういった休暇制度を設ける制度があるかどうかということ、企業の方と労働者の方、双方にお聞きしております。

そうしたところ、企業のうち「知っている」と答えたのが10.8%、労働者の方で見ますと4.4%という結果でございました。こうした確答を踏まえますと、まだ十分な周知が進んでいないということは認められますので、そこについては引き続き周知を図っていくことに努めていきたいと考えております。

○飛鳥井議長 よろしいでしょうか。

では、先ほど中島構成委員から質問が出たことについては持ち帰っていただいて、また後日御回答いただくということにしまして、それでは実施状況の評価につきましては、これを第3次犯罪被害者等基本計画での当会議としての評価としたいと思います。

なお、7月に開催予定の専門委員等会議におきましても、再度全体をお示しした上で、当会議としての最終的な評価案を確定したいと思います。

それでは、次に議事に移りますが、議事の3番目「第3次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点について」に移りたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） それでは、議事3の「第3次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点について」、事務局から御説明申し上げます。

資料としましては、資料2、資料3及び資料4となります。

まず、資料2を御覧ください。

事務局では、昨年7月から8月まで、第3次犯罪被害者等基本計画の見直しに当たりまして、新計画に盛り込むべき事項について、広く一般の方から書面による要望・意見を募るとともに、御希望いただいた犯罪被害者団体、犯罪被害者支援団体から御要望・御意見をお伺いするヒアリングを行いました。

書面による要望・意見につきましては、148名、75団体から御提出をいただきました。また、要望・意見の聴取会につきましては、犯罪被害者団体、犯罪被害者支援団体あわせて28団体に御参加をいただきました。

資料3につきましては、それらのいただいた御要望・御意見を取りまとめた上、事務局としまして関係府省庁の割り振りと整理案を付したものでございます。御要望・御意見につきましては、合計526項目として整理しております。

なお、この資料3の中の関係府省庁の欄の記載につきましては、単に建制順に並べたものでございまして、最初に記載されている府省庁が当該要望の取りまとめ府省庁だという趣旨ではございません。

また、AからCまでの割り振りですが、こちらは資料3の表紙にも記載しておりますとおり、まずAにつきましては、これまでにない新たな要望であったり、あるいは重要と思われるものであって、新計画において盛り込むかどうか、この専門委員等会議の場で議論するのが適当なのではないかと思われるものについて、Aと分類しました。

また、Bにつきましては、ひとまず担当の府省庁に対応を御検討いただいて、追って計画案文の提出をしていただこうと考えているものでございます。

そしてCにつきましては、御要望ごとに理由は異なりますけれども、この会議における論点とすべきではないと思われるもの、あるいは疑義があるものでございます。

また、例えば資料3の19ページの要望番号108番のように、「男女共同参画基本計画の見直しの中で・・・」と記載しているところがございます。主に性犯罪の被害者の方の支援等に関する施策でございます。

このような項目につきましては、男女共同参画基本計画とも重なるところでございます。

政府におきましては、第5次男女共同参画基本計画の策定に取りかかったところでございまして、聞いておりますところによれば、こちらの専門委員等会議で行う犯罪被害者の基本計画案の策定のスケジュールよりも、さらに早いペースで進むと聞いております。

したがって、これらの男女と記載した項目につきましては、男女共同参画基本計画の議論を待って、その内容を踏まえた上で、こちらの会議で御議論いただくという形で整理をさせていただいております。

なお、この御要望・御意見の整理につきましては、便宜上、第3次基本計画の第1から第5までの重点課題に沿って整理をしております。また、複数の重点課題にまたがるものもございすけれども、その場合は最も関係が深いと思われる課題のところに整理しております。

といいましても、そもそも新しい計画において、現行の5つの重点課題という枠組みをそのまま維持するかどうかといった議論もあり得ると思いますので、こちらについても本日御議論をいただければと思います。

事務局が整理しました御要望・御意見をもとに作成しましたが、お手元の資料4の論点表案でございます。こちらはこの会議におきまして、新計画に盛り込むべきかどうか御議論いただく内容についての論点表ということでありまして、現段階では御要望・御意見整理案でAとさせていただいたテーマを盛り込んだものになります。

ただ、こちらの資料4に載っているからといって、必ずしも新計画に盛り込むということではなく、盛り込むかどうかも含めてこの会議で検討すべき論点ということで整理しております。

また、この会議におきまして検討すべき論点は、この資料4記載のとおりでよいのか、ほかに盛り込むべき論点はあるのかといった点につきましても、本日御議論いただきたいと思っております。

また、資料4の各項目の下に丸で掲げているものは、寄せられた御要望・御意見を踏まえて、事務局が飽くまで例として挙げているものでございます。

また、「性犯罪」、あるいは「性暴力」等の用語にあっても、寄せられた御要望・御意見から引用しておりまして、事務局において意識的に使い分けているというものではございません。

こちらの論点表が確定しましたら、計画に盛り込むべき具体的な施策等については、次回以降のこの会議で御検討いただきたいと思っております。

事務局としましては、この論点表が確定しましたら、今後のスケジュールとしては、次の2月の会議で資料4の1の「地方公共団体における犯罪被害者支援の充実促進」及び7「犯罪被害給付制度の運用状況」について、論点として取り上げたいと思っております。

また、3月の会議では、2の「被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援」と4の「無差別殺傷事件等被害者多数の事案発生時の犯罪被害者支援の在り方」、そして6の「被害者支援連絡協議会の活用」の3つを取り上げたいと考えております。

また、その次の4月の会議におきましては、3の「加害者の処遇における被害者のための制度の拡充」及び5の「民間団体の活動促進」を取り上げたいと考えております。

これでよろしいということになりましたら、次の2月の会議においては、現在、地方自治体の総合的対応窓口で実際に被害者支援に携わっておられる職員の方のヒアリングを予定したいと考えております。

事務局からの説明は以上になります。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

それでは、事務局からの御説明の中にもありましたけれども、新たな基本計画において、この5つの重点課題という枠組みをそのまま維持するということがよろしいかどうかということについて、まず御意見を伺いたいと思います。

この4つの基本方針、5つの重点課題は、第1次基本計画ができたときからずっと継承しておりまして、いわば日本の被害者支援施策の骨格をつくってきたものでございますけれども、ただ何せそれは2005年から15年たちましたので、骨格といえども少し変えたほうがいいのか、しかし骨格は骨格なのでこのまま維持して、具体的な項目をこれに沿って、また検討していったほうがいいのかといったようなことで、何か御意見のある方がおりましたらお願いをいたします。

これまでも本当にたくさんの項目が1次、2次、3次の中で議論されてまいりまして、5つの重点課題だけでは拾い切れない問題があるんじゃないかとか、あまりそういう各論の議論ではなく、この5つの課題の中のどれかに取り込むことができたと考えているんですが、時代も変遷をしておりますので、少し修正をしたほうがいいといったことがありましたらですが。

○中島構成員 質問も兼ねているのですが、私は第1次基本計画からずっと参加している唯一の人間でございますので、この5つの重点課題は非常に重要で、いずれかの施策をそこに当て込むということはずっとできていたのではと思います。

なので、大きくこれを変える必要というのは自分自身はあまり考えてはいないのですが、例えば犯罪被害者施策を推進する上で非常に重要なことでは、現場の対応者が犯罪被害に対してどのように理解をしていくかという教育・研修ということがあります。しかし、そういった項目があちこちに散らばっていて、項目としてまとまっていないということもあると思います。

それなので、むしろ下位項目の中で今まで散らばっていたものをまとめて、この中に位

置付けるという作業も必要なのではないかと思えます。

この重点課題につきまして検討するというのは非常に重大なことなので、今ここでぱつと意見を申し上げることは非常に難しいと思えます。もう少しお時間をいただくとか、この基本計画の見直しをある程度した段階で再検討するとか、そういった方向性というのは可能なのでしょうか。

○飛鳥井議長 どうでしょうか。今、格段にここを変えるべきだといった御意見ではなく、それは骨格は骨格として維持していくのでよろしいんじゃないかという御意見だと思うのです。

ただし、今後、具体的な項目を考えていったときに、この5つでは治まり切らないとか、ちょっと項目をいじったほうがいいのではないかとといったような議論の余地が出てくるかもしれないといったお考えですね。

それは今日ここで決めたから、これでいきますということじゃなくて、それは多少流動的に、さらに課題が出てくるかもしれませんので、それはよろしいかと思えます。

当面、今日の段階としては、これまでの重点課題をそのまま文言も継承するということがよろしいでしょうか。まずはそれで議論をスタートさせていただければと思います。ありがとうございました。

それでは、次に資料3及び資料4におきまして、案として示されております要望・意見に対する整理及び論点について、御意見があればお願いいたします。

ただ、本日、文部科学省の串田総括審議官が所用のため、15時半頃には御退室されますので、文部科学省関連の御意見を先にお願ひできればと思います。

それから、初めにお断りしておきますが、本日の議論は個別の施策の内容について踏み込んだ議論をするということではなく、それは次回以降の会議になりますので、まずはそれぞれの要望の整理案について、御議論をいただければと思います。

それでは、まず文科省関連のことから、御意見、御質問があればお願いいたします。

○中島構成員 文科省関連のことということでしたので、先にさせていただきます。

こちらのほうの要望の8、11、15という項目がありまして、これは基本方針に関係するものとして、特段に検討課題として盛り込まれてはいないんですけれども、いずれも遺族へのグリーフケアについての言及がなされている要望というふうに私自身は理解しております。

そうしますと、先ほどの基本計画の評価のところにもかかわってきますが、医学教育、あるいは臨床心理士、公認心理師に対する教育のところ、従来PTSDにかなり特化した記載がなされていることを踏まえて、遺族に対するグリーフケアの推進という要望があることを、医学教育の推進なり、臨床心理士の現場教育の中に盛り込むといった形で要望を吸い上げることが可能なのではないかと思えますが、そういった形で取り入れていただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○飛鳥井議長 文科省、よろしいでしょうか。

○文部科学省大臣官房総括審議官 御指摘いただきましたので、今この場ですぐにということではないんですけれども、持ち帰って検討させていただきます。

○飛鳥井議長 グリーフケアは犯罪被害、事故被害だけじゃなく、広く災害でも利用しているのがありますよね。それについてのグリーフケアですとか、トラウマの教育ということですが、先生のお考えではこれをどういう形がよろしいでしょうか。

○中島構成員 先ほどの第3次の評価のところを見ていただければわかるように、医学教育の推進においてPTSDが特出しになっております。しかし、例えば犯罪被害者遺族においてICD-11で新しく付け加えられた遷延性悲嘆症のような診断基準もございます。ですので、犯罪被害者の抱える精神的な問題についてよりカバーするような書きぶりを希望するということです。

○飛鳥井議長 わかりました。もう少し広げての教育をしてほしいということですね。

それでは、ほかの方がいかがでしょうか。文科省関連で何かあればお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、ほかの省庁でも結構ですので、御質問、御意見があればお願いいたします。正木構成員。

○正木構成員 正木でございます。事前に質問としてお聞きしているものですが、まず最初に質問させていただきたいと思っております。意見は後でまた申し上げたいと思っております。

まず、1点目ですが、弁護士による犯罪被害者支援についての関係で御質問させていただきたいと思っております。弁護士による犯罪被害者支援は、国費化されております被害者参加制度支援がございますけれども、それ以外にも弁護士は初期の報道対応であったりとか、犯罪被害者とともに事情聴取に同行したり、これは特に性犯罪等においては同行して、一緒に聞いてあげるといった意味は大きいと思っておりますが、そういうこともやっていたり、示談の対応といたしましても、犯罪被害者にとって、本人が否認しているのに示談をしたといったような場合にどういう対応するか等々、弁護士の援助が必要な場面も多かろうと思っております。

その他法廷傍聴への同行、警察や検察との協議、告訴・告発、心情に関する意見陳述等、起訴前の段階からあらゆる場面において多岐にわたって支援が必要であろうと考えておりますけれども、その点について弁護士の犯罪被害者に対する、犯罪が行われたとき、被害が発生した当初から支援の必要性というものについてどのように考えているのかということについてお聞きしたいということと、このような場面、いろいろな多岐にわたる場面における弁護士の支援の役割をどのように評価しているのか、まずお聞きしたいというのが1点でございます。

何点かありますので、1点ずつしていったほうがよろしいでしょうか。

○飛鳥井議長 私も日ごろの支援活動では、本当に弁護士会とはもう二人三脚で活動を行っておりますが、これは具体的にどちらに御質問に答えていただきましょうか。

○正木構成員 法務省だと思います。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 今、先生から御指摘いただいた点でございますけれども、法務省で所管しております日本司法支援センター、通称法テラスでございますけれども、こちらの業務で、本来業務以外に委託業務として実施している業務がございます、その中で日本弁護士連合会から委託を受けた委託援助業務として、今、先生御指摘がありましたような報道対応、事情聴取同行等、一連の弁護士による支援についても実施をしているところでございます。

評価につきましてのお尋ねですけれども、法務省として弁護士の活動に対する具体的な評価を行う立場にはございませんけれども、引き続き法務省としても必要な協力をしていきたいと考えてございます。

○正木構成員 よろしいでしょうか、次の質問。

○飛鳥井議長 お願いします。

○正木構成員 次は、犯罪被害者支援にかかわる民間団体の財政的援助の拡充について何点か御質問させていただきたいんですけれども、現在、この点に関しまして、振り込め詐欺等の被害金を原資とするものであっても、民間団体が受け取っているのかどうかという実情についてお伺いしたいということと、預保納付金で民間団体への助成はどのくらいの規模で行われているのかということについてお教えいただきたいということと、民間団体への財政的援助の財源について、今後、財政的援助というものがなくなってきますけれども、これについてどのようなものを考え、拡充していこうとしておられるのかということについてお答えいただきたいと思います。

○警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室長 警察庁の犯罪被害者支援室でございます。いただいた御質問についてでございますけれども、1点目の振り込め詐欺等の被害金を原資とするものということでございますけれども、これはいわゆる預保納付金のことと考えております。預保納付金につきましては、犯罪被害者等の支援の充実のために支出されることとされておりまして、民間被害者支援団体への助成等のために支出されているものと承知をしているところでございます。

具体的には、金融庁から選定をされました支出金管理団体、これは日本財団さんでございますけれども、そちらから犯罪被害者等早期援助団体及び全国団体でございます公益社団法人全国被害者支援ネットワーク等の民間被害者支援団体に対しまして、平成30年度で申し上げますと、約2億7,000万円が助成されているものと承知をしているところでございます。

他方で、預保納付金につきましては、振り込め詐欺等の被害金を原資としておりますことから、本来、減少していくべき性格のものと承知をしているところでございます。

現在、民間犯罪被害者支援団体の財政基盤の確立に向けた取り組みについて検討を行っておりますところ、引き続き関係機関とも連携をしながら、検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○正木構成員 どうもありがとうございました。そうしますと、今のところ、財源として預保納付金以外、こういうものを充てたいとかいう検討は具体的にはなさっておられないということでしょうか。

○警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室長 そのほかにも早期援助団体等への補助金ということで、警察庁としても措置をさせていただいているところでございますし、また都道府県警察におきましても、補助金を踏まえた形での予算化というのはある程度努力をいただいていることと考えております。

そのほか、何とか財政基盤を確立するべく、今、寄附型自販機の設置等についても早期援助団体と協力をしながら進めているところと承知をしております。そのほか、また検討してまいりたいということでございます。

以上です。

○正木構成員 どうもありがとうございました。

○飛鳥井議長 各項目についてはこれ以降の会議でも、例えば今の民間団体の活動促進といったこともまた議論で取り上げたいと思いますので、本日の議論は今のこの論点整理のところ、整理案についてまた何か御意見があればと思います。

○伊藤構成員 伊藤です。論点整理というお話で、この番号でいいますと、118から121までの厚労省の関係かと思えます。

先ほども中曽根委員から指摘していただいた被害者のための休暇制度というところですが、番号118から121までを見ますと、Cの結果、対象外となったところもあるようですが、被害者の方の話を聞きますと、家族が被害に遭われて本当に苦労されて、そのとき働いている企業にたまたま配慮してもらって休暇を得て、とても助かったっていうような話を最近聞きました。そういうことが理解ある企業の配慮ではなく、制度としてきちんと確保されるのが必要なのではないかとすごく思っています。

被害者の方は役所に行ったり、もちろん裁判のことも含めてですけれども、本当に休暇が必要という方は多いですし、休暇をとって被害後の手続等乗り越えることによって回復できた、本当に自分はいろいろな支援を得たので、回復の道筋が見えてきたという方の声も聞きます。ですので、この辺はとても大事なことじゃないかと思っております。最近気がついたことですが、ぜひ厚労省としても力を入れて第4次計画に盛り込んでいただきたいと思えます。企業なり自治体にどんな形でそういった休暇制度を要請できるのかわからないですけれども、制度があれば全体の理解としても、被害に遭った場合、こういう制度があって、こういう形で助けられるというのが明確になると思っていますので、その辺御検討いただきたいと思っております。

○飛鳥井議長 厚労省から何かコメントありますか。

○厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室室長補佐 御意見ありがとうございます。この特別配慮の休暇については、現行、義務付けというところ、そういった罰則付きの労働基準法という形ではなかなか難しいということでこちらのほうに記載させていただいて

いると思いますけれども、そういった休暇制度を設けていただくということは、企業において、労使の話し合いでそういったものを設置していただくことは非常に重要な論点かと思っておりますので、そうしたところについては、先ほどデータをお示しさせていただきましたけれども、また企業のほうでも10%程度、労働者の方も4%程度ということで、まだ知られていないところもありますので、そういったところの趣旨はしっかり考えていかないといけない論点かと考えております。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。ほかの方。

○正木構成員 そうしたら、ちょっと質問を飛ばしまして、論点整理についての意見を述べさせていただきたいと思っております。

まず、先ほど質問したことに関連してなんですけれども、弁護士による犯罪被害者支援についての関係ですけれども、本日、資料を配付させていただいております。ポンチ絵と意見書を配付しております。意見書は日弁連が作成したもので、また後日お読みいただければと思います。

ちょっとポンチ絵を見ながらなんですけれども、弁護士による犯罪被害者支援につきましては、ただいまの回答でも、ここが一番最初のところに書いてありますように、多数の犯罪被害者に対する弁護士の支援があつて、その必要性については共通の認識であるところだと思っております。

その次のポンチ絵のところを見ていただくとわかりますように、被害者の弁護士に対する支援を求める申し込み件数というのは飛躍的に増大している。それだけ需要が多いということでございます。それに伴いまして費用も非常に大きくなっている。

この事業は、ただいま法務省からの回答もございましたけれども、現在、日弁連で各会員が特別会費を納めて、そのお金で運営しているという状況でございます。そのような中で、これだけ需要が多い、その必要性があるということで件数が増えている中で、日弁連の各会員の会費による原資で行うことは今後非常に難しいと考えています。

ですので、この点については必要が高いという点、それから犯罪被害者等基本法、これはポンチ絵のところの第3条にも書いておりますけれども、絶え間のない、途切れることのない支援を講じていこうということが第3条で、第4条について、これは国の責務であるとうたわれておりますので、ぜひ次の論点に弁護士による犯罪被害者支援の国費化の問題を取り上げていただきたいと思いますと思っております。

それから、もう1点よろしいでしょうか。もう一つ損害賠償についてなんですけれども、損害賠償について実効性を確保していくことが非常に重要だと思っております。この実効性確保をどのようにしていくのかということは大きな課題でございます。確かに民事執行法は改正されましたけれども、その法律案の附帯決議に、「本法施行後における第三者からの情報取得手続に関する実務の運用状況を勘案し、第三者から情報の提供を求めることができる債務者財産の範囲やその申立ての要件等について、必要に応じて検討するよう努めること」という附帯決議がついております。今読みましたのは衆議院ですけれども、参議

院でも同様の附帯決議がついております。

これについては実効性に危惧があるということで、このような附帯決議がついていると  
思っておりますので、民事執行法の改正はされましたけれども、その施行を待つのではな  
くて、どのようにして損害賠償の実効性を確保していくのかということ是非常に重要な課  
題でありますので、ぜひ論点に挙げていただきたいというのが意見でございます。よろし  
くお願いいたします。

○飛鳥井議長 それでは、これは法務省からどうでしょう。弁護士費用の国費化と損害賠  
償についての実効性の担保ということですが。これもこれまでもいろいろ議論されてきた  
ことだと思いますけれども。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 従前からこの点について御指摘を承っております  
けれども、犯罪被害者支援のためのいろいろな方策のあり方の中で、国費による弁護士支  
援ということでございますけれども、全体の中で検討していく必要があるのではというの  
が一つと、それから犯罪被害者の方以外にも弁護士支援を求める方々はたくさんいらっし  
ゃいます。民事法律扶助という制度で、そこをある程度カバーするところもございま  
すけれども、そういった全体の中でのバランスを考えつつ、厳しい財政事情というのもござ  
いますので、そのあたりも勘案しつつ、慎重に検討する必要がある問題かと認識してお  
りま  
すけれども、引き続き検討してまいりたいと考えております。

それから、民事執行法の改正につきましてでございますけれども、御指摘がありました  
附帯決議を踏まえまして、まずは法改正の制度が適切に施行されるようにしっかり周知・  
広報していく必要があると思っておりますし、また改正法施行後の運用状況も注視し  
つつ、必要な検討をしてまいりたいと考えております。

○飛鳥井議長 ほかの方、御意見どうでしょう。今、ほかの構成委員の方の御意見につ  
いて何かコメントがあれば、そういう点でも結構ですけれども。

○川出構成員 要望・意見の整理案について、2点質問させていただきたいと思  
います。まず、要望番号40番の作業報奨金を損害賠償に充てることについて積極的な指  
導をしてほしいという点ですが、これを考える前提として、受刑者が作業報奨金を被害  
者への損害賠償に充てることを申し出る事案が一体どのくらいあるのか、教えていた  
だけませんか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 法務省でございます。今の川出先生の御質  
問でござ  
いますけれども、申し出た件数を網羅的に今、実態把握はしてございませんので、お  
答えは困難でございます。

○川出構成員 件数の把握はされていないとのことですが、実務の感覚としてはどう  
しょうか。それなりの数があるものなのか、それとも非常に少ないのか、そのあたり  
の感覚を教えていただけないでしょうか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 感覚的にもなかなか、かえってお答えは難  
しいか  
なと思  
います。そこは御容赦いただければと思います。

○川出構成員 わかりました。

この要望事項については、備考欄に書かれていますように、作業報奨金の制度趣旨を考えると、施設職員の方がそれを損害賠償に充てるよう積極的に指導するのが難しいというのは理解できます。その上で、それとは別に、より一般的に、例えば改善指導等の中で、受刑者に対して被害者の方に損害賠償を行うように指導するということは行われているのでしょうか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 まず、全ての受刑者を対象としまして一般改善指導という中で、被害者あるいは遺族の方々による講話であるとか、視聴覚教材を視聴させる、あるいは課題図書を読書させるなどして、被害者あるいは遺族等の感情を理解させて罪障感を養うという指導がございまして、それによって被害弁償といったところにもつながることにはなろうかと思っております。

また、一定の重大犯罪を犯した受刑者につきましては特別改善指導というものがございまして、そのカリキュラムにおいては、謝罪あるいは被害弁償に対する責任を自覚させる、あるいは具体的謝罪方法について、自分の事件に沿って考えさせること等がカリキュラムに含まれておりまして、これによっても損害賠償につながるということまでできると考えております。

○川出構成員 わかりました。その関係で、これは意見になりますが、資料4の論点(案)の3の「被害者等の視点を踏まえた加害者処遇の充実」の最初の項目として、「矯正施設内・社会内における被害者等の視点を加害者への指導」が挙げられていますが、この中で、受刑者に対して損害賠償を行うように積極的に促す指導をすることの妥当性といったことも論点にしていただければと思います。

それからもう1つの質問ですが、これは要望番号でいいますと、198番の「死刑判決確定から執行までの情報通知」に関わるものです。ここで要望されているには、再審請求の有無、結果などを含めた、死刑が確定してから執行までの間の死刑確定者に関する状況の通知ということで、特に執行に係る経過ということになると、それが難しいであろうというのは理解できます。この要望の中には含まれていないのかもしれませんが、死刑が執行されたということ自体を、被害者の遺族の方に通知するということは行われていないのでしょうか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 まず、御承知のとおり、死刑が執行された事実につきましては、現在、執行した日にその氏名や犯罪事実、執行場所を公表しているところでございますが、それとは別に被害者遺族から個別の照会等がございましたら、それに対しても適切に対応しているところでございます。

○川出構成員 わかりました。遺族の方への通知も個別に行われているということなのですが、法務省の被害者等通知制度の中には、死刑執行の事実の通知は入っていませんよね。なぜ、制度として、執行の事実を通知するということになっていないのでしょうか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 死刑執行の事実について、御要望がある遺族の方

もいらっしゃることは承知しておりますけれども、他方で、死刑執行の事実をお知らせすることが、かえって被害者の遺族の心情や生活の平穩を害することにもなるのではないかという懸念もございまして、一律に通知するという制度にはしていないということでございます。あとは先ほど申し上げたように、遺族からの個別の照会に対しては適切に対応する方法をとっているところでございます。

○川出構成員 遺族の方から個別の照会があったら通知をするということは、死刑判決が確定した段階、あるいは、それ以外のどこかの段階で、遺族の方に対して、執行がなされた場合に通知してほしいという通知をしますよということをお伝えして、その希望があった遺族の方には、執行がなされた時に、法務省の側から通知をするということではなく、遺族の方から積極的に照会があつてはじめてお知らせをするという理解でよろしいわけですね。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 先ほども御質問ありましたように、制度上そのような形で取り扱うという形にはしておりませんで、個別の対応という形で取り扱わせていただいております。

○川出構成員 わかりました。運用上、個別の照会に対して執行の事実をお知らせしているのであれば、実質的には同じことなのかもしれませんが、被害者等通知制度についても、被害者の方から希望があった場合に通知する形になっており、一律に通知をしているわけではありません。そうだとすると、死刑の執行の事実も、通知制度の対象にしても問題はないはずですので、ご検討いただければと思います。

○飛鳥井議長 加藤構成員。

○加藤構成員 今の先生の御質問に関連してですけれども、被害者の立場からして、死刑執行はいつになるんですかということを探ねることまずありません。一番ショックなのは、マスコミから知らされるということですよ。ですから、手順として、法務省からまず一番にマスコミに流すのではなくて、被害者の家庭に教えてほしい。順番がちょっと違うんじゃないかと思うんですね。だからマスコミから知らされるって、すごく悲しい感じがします。

せっかく刑事事件の解決が起きて、死刑執行はされたにもかかわらず、私のときもそうでしたけれども、マスコミから知っていますかという問合わせで、いや、知りませんと。死刑執行されましたよということを聞かされたので、ある意味、軽いショックですけれども、ここは法務省から教えていただきたかったなという気がしております。

ですから、どういう手順というか、手続が必要なかわかりませんが、一度議論いただいて、ちょっと踏み込んで被害者の気持ちに沿うようなお知らせ方法みたいなのを考えていただければと思います。

○武構成員 続きまして関連なんですけれども、先ほど損害賠償を払うようにカリキュラムの中に入れていられるんですけれども、ここをもっと力を入れていただきたいです

そのカリキュラムが本当に運用されているのか。監視役が必要だろうし、何といたっても

私たち遺族は謝罪がない、支払いがされないという現状がたくさんあるので、ただカリキュラムに入れているだけではだめなんです。それをしっかりと監視するというか、それがちゃんと行われているのか、本当に加害者はそれを認識しているのか、そういうことを確認しながら、もっと力を入れた教育が必要だと思います。これは今言うことではないかもしれないんですが、先ほどそのことが出たので、言いたいと思います。

それともう一つ、損害賠償の立替払いのところにCがついているということは、これはあまり論点にはならないという意味ですか。

○飛鳥井議長 今、それはお答えいただきますけれども、その前にお二人の構成員から出ました死刑執行の遺族への情報開示について、システムといいますか、手続をもうちょっと一歩踏み込んで考えてほしいということがございましたので、それは法務省のほうでまた持ち帰って、御検討いただければと思います。

それでは、続いて、損害賠償のほうをお願いします。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） 警察庁の審議官の山田と申します。損害賠償債務の国による立替払いの話ですが、いろいろな場で検討ないしは意見として提出されているということは承知しています。

これにつきましては、平成17年12月に犯罪被害者等基本計画に基づいて設置されました「経済的支援に関する検討会」で集中的に検討されたと承知しております。その結果、この検討会におきまして、そもそも加害者に資力がなく、犯罪被害者等が事実上損害賠償を受けられず、何らの救済も受けられない実情に鑑み、社会の連帯・共助の精神から、国が給付金を支給する制度が創設されたものであり、求償権行使については実効性の担保が期待できず、給付制度と異なるという結論が出されたと承知をしております。こういった答申が出されたということで、この理念を維持するということでもあります。

○武構成員 それというのは、犯罪被害者等給付金ということですか。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） はい。

○武構成員 そうしたことなんですね。私たちは思うんですけれども、犯罪被害者等給付金と損害賠償の支払いというのは全く別だと思うんです。私たちが望んでいるのは、たとえどんな金額であっても、加害少年が払うべきだということを言いたいわけなんです。それを実行させるように私たちはとても苦勞しているのです。遺族が加害者を追いかけて、借金取りのようなことをするというのはとても大変なことなんです。そのことで精神的にとっても大きな負担を抱えている人も多いのです。国は、それは多分知っているはずなのに、それを国はかわりに何かをしようとしません。それは給付金があるんですよって済ますというのは理解できません。それは、別だと思うので、立替払いのことは是非、考えていただきたいと思います。

それは立て替えた後、加害少年からしっかり回収する、加害者側から回収するというのがなければだめだと思います。そうすることは、抑止力につながるし、加害少年が社会人として人としてしっかり生きていくためのもとだと思うんです。だから、そういうことを

しっかり考えていただきたいので、Cというのがとても悲しいです。

昨年、京都アニメーションの火災の事件がありました。たくさんの方が被害に遭っていて、とっても悲惨な事件でした。本当に腹ただしく悲しいです。その後、沢山の人が、献花に訪れたり、寄附金も沢山集まっていました。それを見ていて、怒りや悲しみを共感している人たちが、こんなにも沢山いると、本当にすごいなと思いました。それをその遺族や被害者に何らかの形で分配されるということになると思うんですが、大きな事件であればそういうことがあります。

だけれども、個々の事件は、例えば命を奪われたとしても本当に軽い扱いというか、それは仕方がないというか、自分たちで頑張ってやりなさいと言われてきているように感じてきました。けれど事件が、大きかろうが小さかろうが、何らかの方法があるはずなんです。あれだけ寄附金が集まるという現状があります。そこにヒントがあるような気がするし、それも税金が特別にかからないようにするという特例ができました。だから大きな事件であれば、そういうことも配慮し、色々なことを考えてもらえと思ったときに、個々の事件にもそこにヒントを見つけ、何とかして皆さんで考えていただきたいです。是非、この機会に頑張ってそれを見つけていただきたいと思います。

○飛鳥井議長 これについてほかの方で御意見ある方。

○太田構成員 要望・意見について、個別的なことは来月以降に議論するという事になるので、総論的なことでお聞きしたいと思いますが、その前に、先ほど川出先生の質問について、私が答えるのも変ですけれども、今から10年以上前に法務省の矯正局は、受刑者が被害者に金銭を送付した件数について調査をしております、はっきりとした数字は覚えてないのですが、1年間に2件ないしは3件、片手で数えられる件数だったと記憶しております。ただ、それは申出件数ではなく、送付を行った件数と承知しております。

さて、要望・意見についてですけれども、この最終的な扱いというのはどのようにされるのでしょうか。最終的にこの要望・意見がありましたということで、これをそのままホームページかどこかに公表するという形になるのでしょうか。その際に、AとかBとかCという成績評価は多分つけられないと思うのですが、それも以前に公表されたときはつけられているのかどうか。それから備考という、それに対する説明が出ているんですが、これもどういう扱いをされるのか教えていただければと思います。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 事務局でございます。ただいまの御質問ですけれども、資料3の一覧表につきましては、本日お配りしているものを、この会議の資料として警察庁のホームページで公表させていただく予定でございます。

○太田構成員 A、B、Cも含めて掲載するという事ですね。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） はい。

○太田構成員 そうしますと、Cについては右側に備考が載っておりますからいいのですが、AとかBも備考に記載が載っておりません、そうしますと要望・意見の中には正鵠を射たものでないような、要するに意見を述べられた方の個人的な感想とか意見があつて、

必ずしも正確でないものがあります。Cの場合は備考に解説が出ているからいいのですけれども、ただ、Aの中にも、例えば、本来の立法趣旨ではないのに、こういうのが立法趣旨だというふうに書かれているものがあって、それをそのまま掲載してしまうと、多分読んだ方が、この第2次基本計画や第3次基本計画のこの項目はこういう趣旨なのかというふうに誤解されてしまう危険性があります。

評価がAならばこの検討会で論点を検討されるんでしょうが、それにしても、最終的にこの要望や意見がそのまま掲載されるとなると、それに対して正しい評価がなされない、この意見をそのまま理解されてしまうようなことも起きるのではないかと少し心配しておりますので、そのあたりの扱いをどうされるかを、これまでどうされてきたのかということも含めて御検討いただければと思っております。

○飛鳥井議長 いかがでしょうか。

○太田構成員 それでは、例を申し上げます。いっぱいあるのですけれども、例えば323に心情等伝達制度の位置付けとありますけれども、この心情等伝達制度は第2次犯罪被害者等基本計画以降、犯罪加害者処遇のための制度だと位置付けられていると書いてあります。私はそういう立法趣旨ではないと思うのですけれども、このように書かれていると、いかにもこの心情伝達が加害者処遇の制度であって、被害者のことは考えてない制度だみたいなことで理解されるというのは、被害者支援の普及という点でもまずいのではないかなと思っております。

このような項目がいっぱいありますので、この意見・要望というものの扱いには注意が必要だと思います。Cの場合は解説がこういう趣旨ですとか書かれているからいいのですけれども、そうでないものについての扱いをどうされるのかということについて御検討いただければと思っております。

○飛鳥井議長 これは全部ただすというのは、これも大変でしょうから、あるいは要望・意見ということで、その範囲での誤解も含んで掲載するか、あるいは全てこれについては誤解がありますよということを指摘して載せるかというですね。

○太田構成員 誤解とは書けないでしょう。Cの場合にはこういうことだと書いてあるからいいのですけれども、書いてないとすると、そのまま正しいものとして理解されてしまうということがあるので、全部備考や解説を載せないなら、単純に意見や要望だということと読むほうにはわかるのですけれども、訂正されているものと訂正されていないものがあるというのはちょっとまずかろうと考えております。

○飛鳥井議長 という御懸念なんですけれども、いかがでしょうか。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 御指摘のとおり、資料3のいただいた御要望・御意見をほぼ生の形で載せさせていただいておりますので、中には誤解に基づく御意見等もあるということは認識しております。

ですので、今回はこういった形でそのまま載せているのですが、今後につきましては太田先生からいただいた御意見も踏まえまして、これは飽くまでも犯罪被害者団体、犯罪被

害者支援団体、あるいは一般の国民の方たちからいただいた御意見・御要望をそのまま載せているということを知るようにするなどの工夫の仕方を少し検討したいと思います。

○飛鳥井議長 よろしいでしょうか。

○加藤構成員 今回の先生の御指摘に加えてということなんですけれども、いろんな支援団体の質問に対しての回答ということで、右に書いていただいていますけれども、ざあっと読んだ感じで、すごく冷たいんですね。この案件に関しては検討の対象外とすべきである。どうしたらいいでしょうかとお尋ねの質問に対して、検討外であると冷たく切り捨てるというのはいかがなものかなと思います。これがもしそのままホームページに載ったとして、この会議では検討すべきテーマではないけれども、逆の提案として、こういう場に御相談いただいたらどうですかとか、こういう解決方法もあるんじゃないですかという提案型の回答というものにしていただいたほうが、これを読まれる方にとってすんなり入ってくるんじゃないかと思います。

それで、ほぼコピペのような状態で、対象外とすべきであるとざあっと書いてあるので、これ一般の方が見られたとき、どういう印象を持つのかなと思ったら、すごく事務的な作業だなという、そんな感じに受けとめられると思います。そうじゃなくて、各府省庁が一生懸命努力して検討してくれているなど感じていただけるような、突き放したようなコメントではなくて、逆転をするという書き方があってもいいのではないかと私は思いました。

もう一つ言ってもよろしいですか。

○飛鳥井議長 どうぞ。

○加藤構成員 先ほどの刑務所に入っている囚人の懲役等の費用を賠償請求というのが一部ありましたけれども、基本的に私は反対であって、賠償請求をなぜさせないのかというのにすごく疑問を持っています。懲役というのは、社会復帰を目指した軽微な労働と捉えていますけれども、そうではなくて、刑務所の中でも御飯を食べる以上は必ず税金を払えというのが私の基本的な考え方です、日本人であるならば。そして、人権をうたうのであれば、加害者にも税金を払う義務がある。それをなぜ保護するのかというのが私にはわからないんです。

だから一生懸命軽微な、要は研修を兼ねたような労働ではなくて、本気で働いていただいて、例えば1日1万円の日当を稼ぎ、その中から税金を払い、御飯代を払い、それが当たり前ではないかと思います。でないから、我々被害者の税金まで使って加害者を囲い込むのかという意見が出てくると思うんです。だから、この場の問題ではないかもしれませんが、被告人の待遇のあり方みたいなものも検討いただければと思います。

○飛鳥井議長 2番目のテーマはちょっと大きなテーマで、刑事政策上の答えになりますので、この会議で議論するのは難しいかと思いますが、1番目のことについては答えを。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 事務局でございます。御意見ありがとうございます。加藤先生の御指摘は心情として理解するところでございますし、受けとめたいと思います。

ただ、他方で1点だけ補足させていただきますと、この要望・意見の聴取を行った際に、私どものほうで被害者の方、あるいは支援団体の方たちにはいただいた御要望・御意見について個別に対応したり、お答えをするものではなくて、飽くまでも次の基本計画の議論をするための参考とさせていただくものですということをはっきり説明をさせていただいておりますので、その点だけ補足で説明させていただきたいと思います。

○小木曾構成員 資料4の論点案ですが、先ほども出ておりました5番目の民間団体の活動促進のところ、預保納付金にかわる財源確保という項目があります。具体的にどのような財源を考えるかということは今後の議論としましても、これは非常に重要な論点であろうと思いますので、検討の課題とすることに賛成です。

それからもう一つ、これは質問ですが、1番目の地方公共団体における犯罪被害者支援の充実促進と書いてあって、一番最後の丸のところ、地方公共団体における条例の制定状況と書いてあるんですが、この「制定状況」が「論点案」であると書いてある、このことの意味はどのようなものであるかということをお説明いただければと思います。

○飛鳥井議長 お願いします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 警察庁でございます。今いただいた御質問でございますけれども、御承知のとおり、犯罪被害者等基本法には地方公共団体の責務も規定されておまして、それに基づいて、私ども政府としても、地方公共団体に被害者支援のための取組を促すということをしておりますけれども、他方でそういった取組をどのような形で実現させるか、進めていくか、条例にするのか、あるいは規則、要綱にするのかとか、そういったことについては地方自治という観点も考慮せざるを得ないところがございます関係で、現行の基本計画も、警察庁において条例の制定を促すとか義務付けると言い方ではなくて、情報提供するというふうに規定してございます。その関係で、今の論点案にも、地方自治の観点を踏まえて、条例の制定状況について情報提供するという少し回りくどい言い方になっているところでございます。

○中島構成員 3点、意見、質問があります。1点目は、先ほど正木委員からお話のあった被害者の弁護士費用の公費負担についてです。要望を見ますと、要望28が国選被害者参加弁護士の資力要件の撤廃及びということで、関連ある要望と出ておまして、現段階では議論に載せないCという判断がついております。しかし、日弁連からの要望も踏まえますと、結果的に無理ということにはなるかもしれませんが、議論の土台として載せるところまでは御検討いただいてもいいのではないかということが、まず1点目です。順番にお願いします。

○飛鳥井議長 一つ一ついいですか。法務省から、いろいろ難しいことはあるにしろ、もう少し踏み込んで議論できる余地はないのかといったことですが。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 先ほどもお答えしたところでございますけれども、仮に犯罪被害者の方の弁護士支援について国費で援助するという制度を検討する場合には、犯罪被害者以外の方をどうするのかという問題と密接に関連しますので、そこも含めて御

議論をいただく必要があると思っておりますので、そういった意味でこの場で御検討いただくにはふさわしくないということをごさいますて、御意見として尊重をしないということではもとよりごさいますせん。

○中島構成員 例えは国選弁護人の費用の緩和については既に議論なされているところをごさいまするが、さらなる拡張についてこの場で議論しないということもないのではないかと申うんですけれども、いかがなものでしょう。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 今お話しいただいた被害者参加人の国選弁護人の拡充につきましては、被害者参加制度というのがございまするので、それについて弁護士の援助を受けられるようにするということをごさいまするけれども、今御提案いただいているのは、先ほど正木先生からお話もありましたけれども、最初の対応から、つまり一般の方が弁護士を頼みたいというニーズをそのまま犯罪被害者の方に当てはめたような弁護士支援について、国費で賄うべきではないかという御議論だと理解しておりますので、そうしましたら犯罪被害者以外の方でもそういったニーズをお持ちだけれども、経済的事情等からそれがなかなかできない方というのもおられますので、そういった方々とのバランスを御議論いただく必要があるかなと思っております。

○中島構成員 私が言っていたのは要望28についてなので、今のお話であれば要望28について、結果的には難しいとはいえ、被害者参加制度における資力要件の緩和については議論の余地があるのではないかと私は聞こえたのですけれども、いかがなものでしょう。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 繰り返して恐縮でございまするけれども、被害者参加人につける弁護士というものも含めて、そういった弁護士支援というものを全体として、どこまで国費で負担をすべきかという御議論が必要になるという考えのもとに、ここではC評価をさせていただいているということをごさいまする。

○中島構成員 ということは、絶対にこれは議論に上らないという御判断ということでしょうか。逆に警察庁にお伺いします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） いただいた御要望・御意見を論点にするかということについては、施策の担当の府省庁が今後、検討して、実現させるとかささせないということになる関係で、私どものやり方としましては、担当府省庁に検討いただいて、論点にするしないということを決めていただいているという状況でございまする。

○中島構成員 それでは、論点にはならないということとという御意見として承りましたが、議論にするかしないかということとできないことをイコールで考えるというのはいかがなものかというのが、私自身の意見であります。

2点目ですけれども、資料4におきまして、被害者が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援で、障害者に対する支援が項目として挙げられていることには大変賛同いたします。障害者の方の被害に対して今ケア、あるいはその捜査が難しい状況というのを承っているところがございまする。

ただ、要望の中にも障害者に関するところがかなりあって、各府省庁においてCがつい

ていたり、Bがついていたりということたくさんあるので、私も全部挙げ切れないところではございますけれども、こちらのところで取り上げるとしたら、要望そのものではないにしても、関連する項目については議論として考えていくという理解でよろしいですか。

○飛鳥井議長 それもA、B、Cにかかわらず、関連するものについては一緒に議論していくのかどうかということですね。いかがでしょう。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 資料4の今御指摘の2の丸の障害者に対する支援ですけれども、こちらは事務局が例として挙げているところではございます、論点としては大きく被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援ということで御議論いただきたいと思っておりますので、当然それに関連することであれば御議論いただきたいと思っております。

○中島構成員 それと類似のところ、先ほど伊藤委員からお話のあったと犯罪被害者休暇制度ですけれども、要望によってB、Cがばらついて厚労省でついていて、もちろん内容によって厚労省で無理だと判断しているところもあると思うんですけれども、被害者の方が要望を出すとき、絶対にこれだけお願いしますというよりは、広く検討してほしいという意見もありますので、今現在、例えば企業に対する要請等はCであるかもしれませんが、企業がより実践しやすい形で議論にのせるというところで御検討いただけたらと思います。

以上です。

○飛鳥井議長 菊池構成員。

○菊池構成員 早稲田大学の菊池と申します。1点ですが、資料4でいいますと、1にかかわると思います。私の専門の関係上、主として厚生労働省、あるいは全体にもかかわる話かと思いますが、一言で言うと、一般施策と犯罪被害者支援の固有の施策をどの辺ですり合わせるのか、接続させるとかということにかかわりますけれども、資料3の407、408あたりで地域包括支援センター、これは介護保険の関連なので、確かに御回答はそのとおりで、対象外であるということになるんでしょうし、408も回答としてはこのとおりだと思うんです。

他方では456でAが振ってありますように、これを見ますと、犯罪被害者支援施策、とりわけその後の被害者の方の生活をどう支えていくかという厚生労働省的な視点からいうと、主としては個別の施策として展開していくのが主になるのかなとも読めるんです。そういうたてつけとして考えていくということでのよいのかということです。

他方、今の大きな流れとして地域共生社会というものを推進していく流れがあって、その中で高齢、障害、子供、困窮といった縦割りをなくして、今国会に法案が出るといいますけれども、縦割りをなくした包括的な相談支援という広い、地域で全部受けとめるといって、いろんな困難を抱えた、いろんなニーズを持っている方を全部抱えるという、そういう事業化をするとか、そういう方向性にあるわけですね。

なので、これは社会福祉法ですとか、生活困窮者自立支援法にかかわってきますけれど

も、一方で一般施策として、さまざまな困難を抱えておられる方を地域で受けとめるというのが具体化しつつあって、法制度として整備されてきているわけですね。

そういう中で、そういうのがありつつも、犯罪被害者の方々にはそういった一般施策、とりわけ医療・介護・福祉、そういった給付型の社会保障だけではなくて、まさに相談支援ですね、さまざまな相談支援、寄り添い型の相談支援という、それが今整備されつつあるわけですが、そういった一般施策としての相談支援等のものと、被害者の皆さんに対して寄り添っていくというものは、別立てで考えていくという方向性として考えておられるのかという、質問ではありますけれども、その一般施策というか、その整理をしてほしいということです。地域包括とか、そういうレベルの個別のところだけじゃなくでですね。

その法案化の前段階で、包括的相談支援体制の整備については検討会でやりましたけれども、取りまとめにかかわっていて私も少し責任があるんですが、刑事被収容者の福祉の支援とか、その辺はかなり意識しながらまとめたつもりなんですが、これは私の責任でもあるんですけれども、犯罪被害者の方も具体的に念頭に置きながらまとめたかと言われると、必ずしも自信がない部分があって、取りまとめにもそういった文言が出てきてないかもしれないんです。

ただ、さまざまな困難を抱えた方を地域で受けとめ、寄り添いながら必要なサービスにつなげていくといった理念からすると、厚労省がやろうとしている一般的施策とつながってくると思うんですけれども、その点をどう整理するのかというのを考えていただきたいという、ここはお願いになります。現時点で何かお答えいただけるのであれば、お答えいただきたいですけれども、ただ、これは全体の枠組みにもかかわるので、一般施策との関連性ですね。

長くなってすみません。

○飛鳥井議長 大変重要な御指摘だと思います。要するに一般の社会福祉サービスはいろいろあるわけですが、それぞれみんな根拠法が違うわけです。しかし、それを被害者支援ということでどう活用していくかということで、そうすればさらに支援の区域も幅も広がっていくんですが、それぞれみんな縦割りの法体系があって、それぞれの事業に被害者支援ということを持ち込んでも、そもそもそれは私たちの役割じゃないですよと言われてしまいますし、また実際の経験もないということです。

ただ、支援を広げるためには、特に現場に出ている方は一般の社会福祉サービスは利用して、活用して、連携をしていかねばならないという時代にはなっているんですが、国の施策としてそこら辺のところをどう整理できるか、あるいはどう基本計画に書き込められるものなのかといったような御指摘だと思うんですけれども、これも厚生労働省の話が出ましたが、御回答はいただきませんが、こういう既存の社会福祉サービスを多くの被害者支援に活用するということでは、今後どういった展開が考えられるのかといったようなことですね。

○厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室室長補佐 ありがとうございます。今日担当ではないのであれですけれども、考え方としては、今、先生がおっしゃったように、地域においていろんな課題を抱えた方がいらっしゃるということ、どう寄り添って支援をしていくかということが非常に重要な論点だと思います。

先ほど座長もおっしゃられたように、個々の縦割りの制度で見ていくと、犯罪被害者の方を位置付けるのは難しいという回答も結構あるとは思いますが、そういった方が地域において相談に行って、その方をしかるべきところにつなげていくような機能は、しっかり地域において整備していくことが重要と考えておまして、それが地域共生社会の理念の中の一つにも位置づけられていくのではないかと考えております。

そういう意味では、生活困窮者自立支援法という、平成27年からできている法律もありますけれども、地域におけるお困り事を吸い上げて、関係機関が連携して支援につなげていく体制を全国津々浦々に展開していくことが非常に重要だと思っておりますので、そうした中で犯罪被害者の方も含めて、いろいろな方の支援ニーズというものに対応するような地域づくりを目指していくということなのではないかと考えております。

○飛鳥井議長 よろしいでしょうか。中曽根構成員が先に手を挙げましたので。

○中曽根構成員 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援というのがたくさん出てきて、それは男女共同参画基本計画の見直しの中で検討が進められていくということで、その検討結果に非常に期待するんですけれども、先ほど中島先生もおっしゃったように、障害者の方で被害に遭われる方も多いと思うので、そういう意味で、例えば児童相談所、学校、民間の被害者支援団体等が連携していかなければならないと思うんですけれども、支援の現場にいと連携して支援を行っているケースはまだ非常に少ないと思うので、そういう意味でも各関係府省庁の方々の連携もお願いすると支援の現場でも連携もしやすくなっていくのではないかと考えていますので、そこはお願いしたいと思います。

それから、資料4の5番で民間団体の活動促進ということで挙げられていますので、もちろんお願いしたいと思っておりますけれども、例えば要望番号でいけば87番とか445番とか、Cという回答になっているので、ちょっと矛盾するような感じもあるのかなと思って見ていたんですけれども、日本財団の財源がどんどん少なくなっていく中で、民間の援助団体の活動、財源のことを考えていかなければならないわけで、そのことについて論点として挙げていただきたい。

それから、平成30年度の犯罪被害者白書に記載されている国による民間の被害者援助団体に対する財政援助の中で、直接的支援の業務に係る財政費用が4,500万円と出ているのです。直接的支援というのは皆さんもちろん御存知だと思いますけれども、被害者の方の了解のもとで、裁判の付添いとか警察、検察庁、病院等、いろいろなところに付き添わせていただいたり、それから病院への送迎をしたり、保育のお手伝いをしたり、生活支援をしたりという支援のことをいうのですが、早期援助団体のセンターが48ありますが、実際4,500万円をそれで単純に割れば1センターは約94万円ということになります。

ですけれども、全国被害者支援ネットワークが各センターで取りまとめた統計によれば、48センターの直接的支援に係る費用の平均は約396万円ということになります。そうすると、もちろん国からの財政援助はあるにしても、全くマイナスでセンターがたくさん持ち出しつつ支援を行っているという現状です。

実際に直接支援件数も、平成27年でいけば7,042件だったものが、平成30年度になりますと8,288件ということで、被害者の方の要望で増えておりますので、そういう意味では財政的援助のことを考えていただきたい、取り上げていただきたいと思います。

さらには、職員はほとんどボランティア的な状態でやっております、人件費というのか、それがなかなかない状態で、そのあたりも含めて被害者を支援する人を育てていくことはとって時間もお金もかかることだと思いますので、ぜひ財政的な援助のことを考えていただけないかと思います。

あと、地方公共団体のことについても、ともかく今回、資料をいろいろ見ますと、要望番号の356、359、361とずっと地方公共団体における被害者支援の充実促進というのがたくさん出てまいります。

現実、支援をしていて思うことは、これを言ったら大変失礼になるかもわからないんですけれども、DVの方の対策につきましては、私どもの犯罪被害者支援の方に比べて進んでいるなというのを感じます。地方公共団体の中でも窓口対応も大変充実していると感じる。一方、犯罪被害者支援のほうは、総合的対応窓口が全部できましたということが書いてあるにもかかわらず、現実、被害者の方への窓口対応がきちんとされているかという、私はそうではないと感じています。

そういうことになってくると、先ほどのようにもし財源がないということになるのであれば、既存の社会資源を十分に活用していかないと、被害者支援って民間の援助団体だけで支援するものではなくて、多職種、多機関の連携をしなければならぬと思うので、そういう意味ではいろいろな既存の社会制度を知っている専門職の方を、例えば総合的対応窓口配置していただくとか、あるいはいろんな制度を使うことを知っている、専門職じゃないにしても、長期的に窓口にいられるような職員の配置を考えていただくとか、そのようなことを国としても考えていかなければならないのではないかと思いますので、ぜひそのあたりも論点として挙げていただきたいと思います。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。前半の民間団体の活動促進については、4月の検討会のときにまた十分議論することになるかと思います。それから、後半の地方公共団体の支援の充実ですけれども、窓口はそろえたけれどもというところで、その充実については次回の会議でまたいろいろと議論をさせていただければと思います。

それでは正木構成員。

○正木構成員 正木でございます。資料3の31、32あたりのところですが、先ほど委託援助の関係で法務省さんから御回答いただきました。この31、32あたり、要するに弁護士の犯罪被害者支援については、今現在のところ、国による経済的支援は全くなされて

いないという状況です。あくまでも、先ほどから申しておりますように、弁護士の個人的な会費によってなされているということなんです。

国の責務として、弁護士による犯罪被害者支援が必要だということは皆さんが認めておられることですので、これについて国がどのように支援するのかということについては、もし法務省が無理であれば、新しい制度を考える等で検討していく必要があるのではないかと考えております。ですので、国としてどういうふう被害者に対して対応していくのかということを検討していただきたいと思っておりますので、この点についてはぜひとも論点に挙げていただいて、検討をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○飛鳥井議長 それでは、31、32について、再度、法務省から御意見いただければと思います。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 法務省としての立場は、先ほど来申し上げたとおりでございます。

○正木構成員 ですから、私の申し上げているのは法務省ではなくて、また別に新たな制度を創設するなどして、弁護士による犯罪被害者支援について、経済的支援を国として検討するというところで、論点に挙げていただきたいということでございます。

○飛鳥井議長 事務局のほうからありますか。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 現在の被害者参加を前提にした被害者支援の国選弁護制度は、法テラスのほうで総合法律支援法に基づいて行っていると承知しておりますので、おそらく選択肢がもしあるとするならば、総合法律支援法の改正といった法改正を伴う話になるかと思っております。

そうなりますと、それが今後の被害者支援のために必要な議論であるとしても、議論の場として、全体の指針をつくる、基本計画を策定するこの会議で議論をするのがふさわしい論点かということにつきましては、先ほど来の法務省の御意見を踏まえますと、直ちにお答えするのは難しいところかと思っております。

○飛鳥井議長 よろしいでしょうか。小木曾構成員はよろしいですか。さっき手が挙がりました。武構成員、お願いします。

○武構成員 私もそのことで加えてお願いしたかったんですが、中島先生と正木先生がおっしゃったように、ほんとうに弁護士の人の存在って大きいんです。犯罪被害者等基本法にも途切れのない支援が必要だと書いてあります。

そして、早い段階からの支援が必要で大切だと言われているわけです。いろいろなところでそう言われるようになりました。早期から相談のできる信頼の出来る弁護士さんを見つけるということが遺族とか被害者にはとても大事で、それが被害回復につながるのです。私はそれをはっきり言えます。

私は、遺族の人や被害者の人をたくさん見てきています。より早く、本当に信頼できて、相談ができる弁護士さんを見つけた人は被害回復が早いというか、もちろん元には戻らないですが、やっぱり違うのです。それほど大事なことなのです。もちろん弁護士さんを必

要としている人はたくさんいると思います。犯罪被害者だけではないというのはわかります。だけれども、犯罪被害者にとって、そして、この犯罪被害者等基本法にうたわれていることにとっても大きく関係していることだということを知っていただきたいです。

それから、私が言いたかったことは、私は学生ボランティアと一緒に活動しているのですが、その中には弁護士を目指す人もいます。すごく志を高く持っていて、被害者のことをやりたいって頑張るといっている人がいるのですが、その費用が持ち出しになるということになれば、したくてもできないんです。

というのは、被害者に理解のある弁護士さんはまだまだ少ないです。私は、若い人が育ってほしいです。だけれども、そういう制度がないことによって、そこにもたどり着けない、せっかく大切な芽があるのにそれを成長させられないとか、育てられないというのはとても残念なことだと思うので、ぜひこれは考えていただきたいです。

加害者ははっきりしています。加害者という一くくりになるので、加害者のための弁護士の支援というのは本当に進んできています。先ほど言われたように被害者は犯罪被害者だけではなくていろいろいるということは分かります。弁護士さんが必要な人は被害者だけじゃないって、そう言って簡単にすまされるのはとても悲しいです。何度も言いますが、私が言いたいのは、この犯罪被害者等基本法に書かれていること関係していることだから、今この機会に考えていただきたいということなのです。どうぞよろしく願いいたします。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。いろいろ活発な御議論ありがとうございます。時間の都合もごさいますので、議論は尽きませんが、これで一旦議事を少し整理させていただきます。そのほかの意見等がある場合には、事務局宛てにまた御提出をいただければと思います。

それから論点案のうち、1番の「地方公共団体における犯罪被害者支援の充実促進」及び7番「犯罪被害給付制度の運用状況」につきましては、次回の会議で議題とする予定ですので、これについては今日も一部御意見が出ましたけれども、さらに深めた議論をさせていただければと思います。

次回の会議案についてはよろしいでしょうか。何か御異論がある方があれば。取り上げるテーマ等についてはよろしいでしょうか。

それでは、いただいた御意見等を踏まえまして、事務局において……。

加藤構成員、どうぞ。

○加藤構成員 論点の中に一つ加えていただきたいと思うのは、この案の2番の児童虐待に遭った子どもへの支援という項目がありますけれども、これにプラスして、昨今、世間をにぎわしているとか、児童虐待で学校教育のあり方みたいなもの、要は学校の先生方がいじめはなかったという白々しいニュースをテレビで聞くにつけ、非常に悲しいなという思いがします。最終的には教育委員会からの指導があつて、やっぱりいじめはありましたという、いじめられている生徒だけにポイント当てるのではなくて、そういういじめが起きない社会をつくっていく、その指導すべき教師に対して誰が指導しているのかとい

うのが非常に疑問なのです。

毎年毎年同じようなこういう児童虐待が起きていても一向に減らない。これは生徒たちに問題があるのではなくて、教える側の立場に問題があるのではないかと考えています。学校の先生だけではなくて、親のいじめもありますよね、最近は。子供同士のいじめ以外に教師のいじめもあるし、実の親からのいじめがあつて、家庭教育を誰が指導しているのかというと、指導する機関もない。学校の先生たちは本当に立派な指導者に導いていく、要は児童虐待を起こさないような子供たちに育てていくような指導であるとか、教育のカリキュラムがあるのかないのか、そこらあたりも検討しないと、児童虐待は受けた人のケアばかりやっても一向にこの件数は減らないと思っているのです。もし可能であれば、こういうこともつけ加えていただければと思います。

○飛鳥井議長 それにつきましては、2番の論点の議論のときにまた改めていろいろ御意見を伺いたいと思います。

○伊藤構成員 もう時間がなくなったようですが、今日のことに関して質問と疑問があれば、事務局のどなたに、いつまでにお送りすればよろしいでしょうか。その点だけお知らせください。

○飛鳥井議長 これから最後に御説明をするということです。

それではよろしいでしょうか。それでは、いただいた御意見等を踏まえまして、事務局において評価及び論点案を修正しまして、次回会議において再度お諮りしたいと考えております。

それでは、次の議事の4番「第4次犯罪被害者等基本計画（仮称）策定等スケジュールについて」に移りたいと思います。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 事務局でございます。今後の検討の具体的なスケジュールについて御説明をさせていただきます。資料5を御覧ください。こちらは以前お示したスケジュールにつきまして、もう少し具体的に記載したものでございます。次回、2月以降のスケジュールでございますけれども、論点表に従って御検討いただきたいと思いますと思っております。

なお、本日の段階で、論点表は確定しなかったという状況でございますが、論点表の1の「地方公共団体における犯罪被害者支援の充実促進」及び7の「犯罪被害給付制度の運用状況」につきましては、論点として取り上げることについては御承認いただきましたので、次回の2月の会議では、この2点について御議論いただきたいと思いますと思っております。

具体的な進め方でございますが、会議の2週間前までに、取り上げる予定の各論点について、関係府省庁から提出された取組状況や見解、あるいは考えられる施策等についての資料を委員の先生方にお送りをします。そして、会議の1週間前までをめぐり、これらに対する御意見や御質問等がありましたら、事務局に御提出いただければ、関係府省庁に回付したいと思います。そして、会議の当日につきましては、委員の先生方からの御質問等

に関係府省庁がお答えをした上で、先生方に具体的な施策について御議論いただくという形で進めたいと考えております。

また、今聞いておりますところでは、男女共同参画基本計画の素案が固まるのが今年の夏頃ということですので、その素案を踏まえまして、今回、男女と分類した項目につきましては、夏頃のこの専門委員等会議で御議論をいただきたいと思っております。

また、5月、6月、7月の会議では、もともとBと整理させていただいた項目について、関係府省庁から提出された案文、さらに論点の検討の結果、新しい計画に盛り込むこととなった施策の案文についても御検討いただきたいと思っております。

またさらに、この資料5には記載しておりませんが、いわゆる児童ポルノ禁止法に基づく検証につきましても、実施する必要があると考えております。ただ、こちらは現在、厚生労働省とも調整中ですので、現時点では具体的なスケジュールをお示しできませんので、追って御説明をさせていただきます。

その他のスケジュールにつきましては、前回の会議で御説明させていただいたとおりとなります。

大変タイトなスケジュールになって多大な御負担をおかけしますが、どうぞよろしく願いいたします。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。それでは、今後のスケジュール等について御意見、御質問等がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

特に御質問なければ、今後に当たりましては、ただいま御説明がありましたスケジュールに沿って作業を進めていきたいと思っております。

それでは最後に、事務局から次回の日程に関する連絡がございますので、お願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 次回につきましては2月20日木曜日午後2時から、場所は本日と同じこの合同庁舎2号館の第1会議室を予定しております。

本日、論点表自体はまだ確定しておりませんが、先ほど申し上げた2つの論点について次回御議論いただくことにつき、御了承いただきましたので、この2点について今回は取り上げさせていただきたいと思っております。

次回までの作業手順におきましては、先ほど申し上げたとおり、会議の2週間前までに委員の先生方には資料をお送りしますので、御質問につきましてはできれば1週間ほど前にこちらにお寄せいただければ、担当府省庁に回付いたします。よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

それでは、ちょうど時間となりましたので、これもちまして第29回基本計画策定・推進専門員等会議を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。